



IPPNW(核戦争防止国際医師会議)コーナー

第18回 IPPNW世界大会 北アジア地域ワークショップ

「ヒロシマ・ナガサキの負の遺産から

北東アジア非核兵器地帯の創設に向けて」

報 告

第18回 IPPNW世界大会 (2008年 3月 9日～11日、インド・ニューデリー) における IPPNWワークショップ「ヒロシマ・ナガサキの負の遺産から北東アジア非核兵器地帯創設へ向けて」の報告を順次プログラム (別掲) に沿って掲載する。

はじめに

世界の核兵器は数のうえでは削減されているものの、その開発・近代化はなお続いており、事実上の核兵器保有国は増加している。終末時計は深夜の12時5分前を示している。

北東アジア地域の核兵器を巡る状況は複雑である。日本には、原子力の利用を平和目的に限る原子力基本法と、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則があるが、同時に日米安保条約によって米国の核抑止力に依存している。朝鮮半島の両国は朝鮮半島非核化宣言を行い、宣言は現在も有効であることが両国の公式な立場である。しかしDPRK (北朝鮮) は核実験を行ったし、一方、韓国は韓米安全保障条約によって米国の核の傘に依存している。中国は核保有国であるが、“No First Use (核兵器を最初に使用しないこと)” と “Negative Security Assurance (非核兵器国に核攻撃をしないこと)” を表明している唯一のNPT核兵器国でもある。さらに北東アジアには核兵器国であるロシアの一部が含まれ、日本と韓国には米軍基地がある。また、北太平洋に展開している米露の艦隊もある。DPRKにおける核兵器の廃棄と核施設の無力化は北アジア地域の緊急課題である。6カ国協議は合意に達したものの、実際の申告・無力化措置は遅れ、完了の期限も確定できずにいる。

ところで日本の国民保護法に関連して、広島市は1945年の原子爆弾被害を元に、現在の広島市が核攻撃された場合の被害の想定を行った。そして現在の都市は最小限の威力の核攻撃に対

してさえも防御の手段がないこと、したがって市民を守ることのできる唯一の方法は核兵器廃絶であることを明らかにした。

非核兵器地帯の創設は核兵器の脅威を減少させる実際の・現実的な手段である。今日、南半球は非核兵器地帯条約によってカバーされている。しかし核兵器をめぐる状況が複雑な北半球においては、モンゴルの“一国非核兵器地帯”の地位が国連で承認されており、中央アジア非核兵器地帯条約も批准が進んでいるのみである。

私たちは2007年にモンゴルで開催された第6回 IPPNW北アジア地域会議で意見交換を行い、北東アジア非核兵器地帯の創設に向けて活動するという合意に達した。DPRKの核プログラムに関する6カ国協議の合意は確実に履行されなければならない。これは北東アジア非核兵器地帯の形成を勢いづけるであろう。モンゴル非核兵器地帯の地位に関する条約は近隣諸国との間でまもなく最終的に締結され、それが地域の平和と安定に寄与することを希望する。

このワークショップの目的は最近の情報や意



見を交換することにより北東アジア非核兵器地帯創設に向けての活動をさらに発展させ、再確

認して、北アジア地域の活動を世界に向けてアピールすることである。

モデレーター 片岡勝子

ヒロシマ・ナガサキの原爆傷害と後障害

I P P N W副会長、J P P N W事務総長、広島大学名誉教授 片岡勝子

1945年8月6日、広島市にウラン爆弾(TNT 16キロトン相当)が、8月9日には長崎市にプルトニウム爆弾(TNT 21キロトン相当)が投下された。原爆のエネルギーは、50%が爆風、35%が熱線、15%が放射線(初期放射線5%、残留放射線10%)として放出されたと考えられている。爆風と熱線で町は破壊され、多くの人達が殺された。

1945年末までの死亡を一般に早期死亡として取り扱う。その数は広島で14万人(推定人口35万人)、長崎で7万人(推定人口27万人)と推測されている。第I期(被爆後第2週の終わりまで)の死因は爆風と熱線による傷害が前面に出ているが、放射線の影響があることはもちろんである。第II期(第3週から第8週)では、放射線自体の影響が顕著にみられた。すなわち、放射線により細胞核のDNAに高度の損傷が加わると、アポトーシスによる細胞死や細胞分裂の障害がおき、細胞更新の活発な組織、すなわち毛根、骨髄や消化管粘膜の不全に至り、脱毛、栄養失調、貧血、白血球減少症、出血や感染を来し、重篤な出血や感染症で多くの人々が死亡した。第III期(第3ヶ月から1945年末まで)には、これらの症状は回復するが、精子の減少や月経障害は残存し、ケロイドができた。

1946年以降の障害を後障害という。後障害は主としてDNA修復のエラーによって起きる。後障害には、染色体異常や体細胞突然変異、悪性腫瘍の増加、悪性腫瘍以外の疾患(ケロイド、白内障、脳血管障害など)、免疫力の低下などが知られている。また、成長遅滞(10歳以下の小児期や子宮内での被爆)や小頭症(子宮内被爆)もみられた。被爆2世への影響があるという証拠はないが、現在、DNAレベルの解析が進められている。

被爆者における悪性腫瘍には次のような特徴がある：①悪性腫瘍のリスクは放射線量が多いほど高い；②悪性腫瘍のリスクは被爆時の年齢

が低いほど高い；③白血病のリスクは1950年代にもっとも高く、その後は減少して、非被爆者より僅かに高いレベルにとどまっている；④固形腫瘍は、被爆者が当該腫瘍の好発年齢に達してから増加する。

被爆者の悪性腫瘍は、増加の順に、白血病、甲状腺癌、乳癌、肺癌、胃癌、結腸癌、多発性骨髄腫などであり、最近では骨髄異型性症候群(MDS)や多重癌の増加も明らかになっている。さらに、放射線の影響による悪性腫瘍および非腫瘍性疾患による死亡は、今後20年間程度はなお増加すると推測されている。

広島・長崎の放射線影響研究所(RERF)では寿命調査集団を設定し、被爆者の死因調査とがん罹患調査を行っている(Life Span Study, LSS)。このうち、DS02(2002年に再評価された被ばく線量)に基づいて個人線量が推定されているコホート集団105,427人において、1958年から1998年までに診断された原発性固形がんについて、放射線関連リスク評価が行われ、被ばく放射線量や被爆年齢に関連したリスクは次のように報告されている(Preston et al., Radiation Res. 168(1), 2007; 次のHPに掲載 <http://www.rrjournal.org>)。

- ① 結腸線量が0.005 Gy以上の調査対象者から発生したがん症例のうち約11%(850例)が原爆放射線被ばくと関連していると推定された。
- ② 線量反応(線量応答)曲線は0-2 Gyの範囲では線形であることが示された。
- ③ 被爆時年齢が30歳の場合、70歳になった時点で1 Gy被ばく当たり男性で約35%、女性で約58%固形がん罹患率が増加すると推定された(男女合同では約47%)。
- ④ 固形がんの過剰相対リスクは被爆時年齢が30歳から10歳増加する毎に約17%減少した。

広島市平和公園にある原爆慰霊碑には「安らかに眠ってください、過ちは繰り返しませんから」と刻まれている。この主語は明らかに一人

称である。すなわち、広島市民はまず自分達自身の誓いとしてこの言葉を選び、慰霊碑の前に立つ人たち誰もが同じように誓い、そして世界中の人たちの誓いとして広がるようにとの祈りを込めたのである。別の言い方をすれば、秋葉広島市長のいわれる「敵対ではなく和解を、復

讐ではなく人道を」ということである。私達はこの言葉を「ヒロシマの心」と呼んでいる。これこそ、核兵器のいらない平和な世界を実現するキーワードであり、人類と地球環境を守るための貴重なヒロシマの遺産といえる。

ワークショップ (3-F)

「ヒロシマ・ナガサキの負の遺産から北東アジア非核兵器地帯創設に向けて」

2008年 3月10日 (月曜日) 4:30PM~6:00PM

チエアー：碓井 静照 JPPNW支部長

モデレーター：片岡 勝子 IPPNW副会長 (北アジア地域代表)、JPPNW事務総長

1) 「ヒロシマ・ナガサキの原爆傷害と後障害」

片岡 勝子 IPPNW副会長、JPPNW事務総長

2) 「現在の都市における核被害の想定：広島を例にして」

鎌田 七男 JPPNW理事

3) 「北アジア地域各国の現状」

柳田 実郎 国際副評議員 (日本支部)

N. トップシンバット (モンゴル支部長)

キム・イルボン (北朝鮮支部理事)

中国 (欠席)

韓国 (欠席)

4) 「モンゴル一國非核兵器地帯に関する最新報告」

J. エンクサイハーン (モンゴル支部顧問)

5) 「北東アジア非核兵器地帯条約の実現を目指して」

金子 熊夫 JPPNW特別顧問

最低賃金法が変わります！

広島県最低賃金は、現在、時間額669円となっています。

今回、改正された主な内容は次のとおりです。

主な内容	改正前	改正後 (本年7月1日から)
地域別最低賃金の決定基準の明確化	・労働者の生計費 ・労働者の賃金 ・通常の事業の支払能力の三要素を考慮して定める。	左記の三要素のうち、労働者の生計費を考慮するに当たって、生活保護の施策との整合性に配慮することが明記されました。
罰則の強化	・地域別最低賃金の不払 罰金額の上限2万円 (最賃法)	・地域別最低賃金の不払 罰金額の上限50万円 (最賃法)
	・産業別最低賃金の不払 罰金額の上限2万円 (最賃法)	・産業別最低賃金の不払 適用なし (最賃法)。但し、労基法上の適用あり (上限30万円)
派遣労働者の適用最低賃金の変更	派遣元所在地の最低賃金	派遣先所在地の最低賃金

問合せ先 広島労働局労働基準部賃金室 (TEL 082-221-9244)

または最寄りの労働基準監督署